

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日: 令和6年10月8日

①学校名:	公立大学法人山梨県立大学	②所在地:	山梨県甲府市飯田5-11-1					
③課程名:	感染管理認定看護師教育課程							
④正規課程/ 履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤定員:	14名	⑥期間:	10ヵ月			
⑦責任者:	認定看護師教育課程長 前澤 美代子	⑧開設年月日:	令和5年4月1日					
⑨申請する課程 の目的・概要:	感染管理分野において、①個人、家族及び集団に対して、医療関連感染予防のための高度な管理力及び高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践できる能力、②看護実践を通して看護職に対し指導を行える能力、③看護職等に対しコンサルテーションを行える能力、④多職種と協働しチーム医療のキーパーソンとしての役割を果たせる能力を育成する。 本課程は、公益社団法人日本看護協会が提示する感染管理認定看護師教育基準カリキュラムに基づき、講義(対面授業、e-learning)、演習、及び実習(臨地実習を含む)等で構成する。							
⑩10テーマへの 該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護	9 起業			
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理			
⑪履修資格:	1) 日本国の看護師免許を有すること。 2) 看護師免許取得後、通算5年以上の実務研修を有すること。 3) 通算3年以上、感染管理に関わる活動実績(感染対策委員会、ICT、リンクナース会等)を有すること。 4) 感染予防・管理等において自身が実施したケア等の改善実績を1事例以上有すること。							
⑫対象とする職業 の種類:	看護師							
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) ・施設及び地域の医療関連感染の予防・管理システムの構築のための知識、技術・医療関連感染の予防と管理に関する科学的根拠を評価し、ケアの改善に活用するための知識、技術、能力・医療関連感染サーベイランスの立案・実施・評価のための知識、技術・身体所見を病態判断し、感染兆候がある者に対する薬剤の臨時的投与ができる知識、技術、能力・多職種と協働し、実践・指導・相談ができる知識、技術							
	(得られる能力) 1)感染管理分野において、個人、家族及び集団に対して、医療関連感染予防のための高度な管理力及び高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践できる能力 2)感染管理分野において、看護実践を通して看護職に対し指導を行える能力 3)感染管理分野において、看護職等に対しコンサルテーションを行える能力 4)感染管理分野において、多職種と協働しチーム医療のキーパーソンとしての役割を果たせる能力							
⑭教育課程:	共通科目として臨床病態生理学や臨床推論、フィジカルアセスメントなど9科目(285時間)、専門科目として感染管理学、疫学・統計学など8科目(147時間)、特定行為研修区分別科目として2科目(46時間)、臨地実習として(154時間)の合計(631時間)の講義等を通じ、認知症看護分野における水準の高い看護実践のための熟練した看護技術と知識を持つ認定看護師を養成する。							
⑮修了要件(修了 授業時数等):	1)当該分野の認定看護師教育基準カリキュラム(B課程)で定める全教科目(共通科目、認定看護分野専門科目、特定行為研修区分別科目、統合演習、臨地実習)において、特定行為研修(共通科目、特定行為研修区分別科目)については履修すべき時間数の全て(297時間)に出席し、認定看護分野(認定看護分野専門科目、統合演習、臨地実習)については履修すべき時間数の5分の4以上(267時間以上)の出席があること。 2)各教科目成績が6割以上であること。但し、特定行為研修に係る各教科目については、履修すべき時間数のすべて(297時間)を出席し、かつ各教科目の試験に合格すること。 3)修了試験の各教科目の成績が8割以上であること。							
⑯修了時に付与さ れる学位・資格等:	履修証明書、公益社団法人日本看護協会認定看護師認定審査受験資格							
⑰総授業時数:	631	時間	⑱要件該当 授業時数:	631	時間	⑲要件該当授業時数 /総授業時数:	100	%
⑳該当要件	企業等	双方向	○	実務家	○	実地	○	

⑳成績評価の方法:	講義・演習については、筆記試験またはレポート審査の成績および出席状況による総合評価。 実習は実習指導者および教員による総合評価。
㉑自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。 公益社団法人日本看護協会の制度委員会による定期的な審査及び視察。 授業評価アンケートを実施し、認定看護師教育課程プログラム委員会で検証・評価を行っている。また、当該検証・評価結果については本学ホームページにおいて公表する。
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了者には認定審査試験対策としてフォローアップ研修を年1回開催し教育効果を検証。公益社団法人日本看護協会認定看護師認定審査の合格率を分析・検証。認定看護師認定審査の不合格者には合格に至るまで学習支援している。また、認定看護師資格取得後の継続的な能力開発を目的として認知症看護スキルアップセミナーを開催している。
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 本学教員および学外委員により組織する認定看護師教育課程プログラム委員会を設置し、学外委員に実務家等、有識者を参画させて企業等の意見を取り入れ、教育課程の編成の検討や授業方法等の改善を行っている。 (自己点検・評価) 公益社団法人日本看護協会の制度委員会による定期的な審査及び視察を受審するほか、入試・選抜方法や教育課程の編成等に関する委員会(入試委員会・教員会)を設置し、各委員会に本学教員および有識者を含む学外委員を参画させて企業等からの意見を取り入れ、課程の教育効果等を自己点検・評価している。
㉔社会人が受講しやすい工夫:	オンライン受講、集中講義
㉕ホームページ:	https://www.yamanashi-ken.ac.jp/midwifery_midcnec/cnec/